

資源管理証明書(クライアント証明書) 利用規約

注意事項

本規約は、社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(以下、JPNIC と呼ぶ)の提供する「資源管理証明書(クライアント証明書)」を利用するために、利用者に同意していただく必要がある事項を記載したものです。

資源管理証明書とは、以下の二種類の証明書を意味します。

- IP 指定事業者の「契約・資源管理者」向けのクライアント証明書(以下、契約・資源管理者証明書と呼ぶ)
- 資源管理者向けのクライアント証明書(以下、資源申請者証明書と呼ぶ)

ご利用の前に本規約を十分にお読み下さい。資源管理証明書を利用された場合、本規約に則ることに同意したものとみなされます。

記

目的

JPNIC 資源管理認証局が発行する資源管理証明書は、JPNIC にて運用されている IP レジストリシステムの利用や各種申請業務において、JPNIC によって行われる証明書利用者の認証を行うことを目的とします。

なお資源管理証明書と JPNIC にて運用されている認証局は、実験的に運用されるものです。

証明書の発行対象

IP 指定事業者に所属するユーザに対して発行される資源管理証明書には、「契約・資源管理者証明書」と「資源申請者証明書」があります。契約・資源管理者証明書は、JPNIC の指定する IP 指定事業者に所属するユーザに発行されるものとします。資源申請者証明書は、契約・資源管理者によって各種申請業務を任命されたユーザに発行されるものとします。

受付時間

「契約・資源管理者証明書」の発行申請及び失効申請の受付時間は原則として平日 10 時～18 時です。また「資源申請者証明書」の発行申請及び失効申請はシステムメンテナンス等を除き、原則として常に受け付けます。但し申請内容や運用状況によってはこの限りではありません。

禁止事項

JPNIC 資源管理認証局及び JPNIC の認証局に関連するサービスを提供している認証局システムに対し、次に挙げる行為を禁止します。

- 認証局システムに対して不正アクセスを行うこと。
- 認証局システムの管理及び運用を故意に妨害すること。
- 資源管理証明書に類似する証明書を配布するなど、JPNIC 資源管理認証局及び JPNIC の認証局の正常な運用を妨げること。

これらの行為を行った者による資源管理証明書の利用を禁止します。

その場合、3 営業日以内に資源管理証明書を返還するものとします。

システム利用者の設備等

資源管理証明書の利用者は認証局システムを利用するために必要なすべての機器(ソフトウェアや通信に必要なものを含む)を自己の負担において準備すること(費用や手続きを含む)とします。

また、JPNICよりICカードとICカードリーダの貸与を受けた場合には、これらを善良な管理者の注意義務をもって管理し、JPNICの要求があった場合、三週間以内に、以下のあて先へ郵送することにより、返却するものとします。

〒101-0047 東京都千代田区内神田 2-3-4 国際興業神田ビル 6F
社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター
セキュリティ事業担当

なお、ICカードやICカードリーダを紛失された場合、再度貸与することはありません。ICカードとICカードリーダを新たにご購入頂きます。紛失によりJPNIC又は第三者が被った損害は当該する証明書の管理者が賠償責任を負うものとします。

証明書の管理と責任

本実験における資源管理証明書の利用者には、「契約・資源管理者」と「資源申請者」の二つの種類があります。このうち契約/資源管理者は次の事項の責任を負うものとします。

- 「契約・資源管理者証明書」と対応する秘密鍵の管理
- 「資源申請者証明書」の発行対象の登録(本人確認を含む)
- 「資源申請者証明書」と対応する秘密鍵の管理

契約・資源管理者は、資源申請者証明書の発行対象に対して、資源申請者証明書と秘密鍵の安全な管理について周知・徹底を図るものとします。発行対象の登録や秘密鍵の管理に不備があると認められた場合、その発行対象の登録を行った契約・資源管理者の契約・資源管理者証明書が失効されることがあります。

JPNICの認証局が発行した資源管理証明書の利用者は、「JPNIC 認証局証明書 利用規約」に記載された事項に同意し、認証局証明書及び資源管理証明書の有効性を確認した上で利用するものとします。

免責事項

本規約に基づく資源管理証明書の運用は実験的なものであり、JPNICの判断により運用が中止され、利用できなくなる場合があります。またJPNICは、利用者による資源管理証明書の入手、設定及び利用に関し、利用者に発生した損害及び他の第三者が被った損害につき、一切の責任を負わないものとします。

またJPNICは、JPNICの認証局に関連するサービス提供の遅延、中断又は停止により、利用者に発生した損害及び他の第三者がこうむった損害について一切の責任を負わないものとします。

規約の変更

JPNICは資源管理証明書の利用者への事前の通知を行うことなく、本規約を変更することができます。本規約の変更後のJPNICの認証局に関連するサービスの利用には、変更後の規約が適用されます。

本規約の変更が通知される場合は、後述の「通知の方法」に記載の方法で行われます。

通知の方法

資源管理証明書の利用者への通知は、以下の方法で行われます。

- JPNIC 認証局の Web ページへの掲載
<http://jpnica.nic.ad.jp/>
- JPNIC 認証局が発行する資源管理証明書を利用する際に、登録された電子メールアドレス宛のお知らせのメールの送信

以上

